

岩手県告示第606号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局南三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 釜石山田道路（釜石北インターチェンジから大槌インターチェンジまで）
- （2） 公共測量を実施する期間 令和2年3月6日から同年10月16日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 車載写真レーザ測量による地形測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 吉浜釜石道路（釜石南インターチェンジから釜石ジャンクションまで）
- （2） 公共測量を実施する期間 令和2年3月6日から同年11月4日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 車載写真レーザ測量による地形測量